

国民健康保険税のあらまし

令和7年7月発行

保険税を納める人

●納税義務者は「世帯主」です。

職場の健康保険（社会保険、船員保険、健康保険組合や共済組合など）に加入している人、生活保護を受けている人などを除く全ての人が国民健康保険の加入者（被保険者）になります。世帯主本人が加入者であるかにかかわらず、世帯の中に一人でも加入者がいれば、**納税義務者は世帯主**になります。（ただし、届出により、国民健康保険制度上の世帯主を加入者に変更することができます。）

●「被保険者」になる月（月割課税の始まる月）

- ① 職場の健康保険（社会保険、船員保険、健康保険組合や共済組合など）から切り替えた月（切り替わる日は「退職した日の翌日」です。）
 - ② ほかの市区町村から転入して住みはじめた月（転入日の属する月）
 - ③ 誕生した月
- ※ 月割課税は、「届出日」ではなく「異動日」が基準日となりますので、届出が遅れて年度をまたぐ異動があった場合は、さかのぼって課税することとなり、各年度の不足分が今年度にまとめて課税される場合がありますので、ご注意ください。

●保険税の納め方

【普通徴収】（納付書による納付）

4月1日から翌年3月31日までの12ヶ月分を、7月から翌年3月までの1期から9期で期割した金額を納付書または口座振替で納めていただきます。

【特別徴収】（年金からの天引き）

★65歳から74歳の国民健康保険に加入する世帯主の方は特別徴収となります。

65歳から74歳の世帯主の方であって、次の①から③の全てに該当する方は、7月から9月までは納付書で納めていただき、10月、12月、2月には支給される年金から保険税を天引きすることになります。

ただし、前年度以前から特別徴収となり、令和7年2月支給の年金から特別徴収されている方は、4月支給の年金から既に特別徴収が始まっています。

- ① 世帯主が国民健康保険の被保険者となっていること
- ② 世帯内の国民健康保険の被保険者の方全員が65歳以上74歳以下であること
- ③ 特別徴収の対象となる年金の受給額が年額18万円以上であり、国民健康保険税と介護保険料を合わせて、年金受給額（年額）の2分の1を超えないこと
（超えた場合は、介護保険料のみが天引きになる場合があります。）

特別徴収（年金からの天引き）

偶数月（4月、6月、8月、10月、12月、2月）に支払われる年金から、保険税が天引きされます。

4月	6月	8月	10月	12月	2月
仮徴収			本徴収		

前年度の2月と同額の保険税額を暫定的に納めます。（該当者は既に徴収が始まっています。）

確定した今年度の保険税から、仮徴収で納めた分を差し引いた残額を3回にわけて納めます。

普通徴収（納付書による納付）

納期ごとに納付書をもって指定の金融機関に納めていただくか、口座振替による納付となります。

「口座振替のご利用を！」

口座振替にすると、納期ごとに納めに行く手間がはぶけます。納め忘れることもなく安心です。

手続き・・・納付書に記載された金融機関、役場税務課でおこないます。
必要なもの・・・通帳、通帳届出印、納付書

保険税の計算のしかた

●保険税は、次の①～③で計算された合計で課税されます。

- ①所得割額 世帯内の被保険者のそれぞれの所得から規定の額を控除した後に税率をかけた金額
- ②均等割額 被保険者1人に係る金額
- ③平等割額 世帯に係る金額

●令和7年度の保険税の税率は次のとおりです。

保険の区分	医療分の税率	支援金分の税率	介護分の税率 (40歳以上 65歳未満)	計
所得割額	8.87%	2.63%	2.00%	13.50%
均等割額	29,000 円	9,000 円	9,000 円	47,000 円
未就学児	14,500 円	4,500 円	0 円	19,000 円
平等割額	29,000 円	9,000 円	7,000 円	45,000 円
特定世帯 ①	14,500 円	4,500 円	7,000 円	26,000 円
特定継続世帯 ②	21,750 円	6,750 円	7,000 円	35,500 円
課税限度額	660,000 円	260,000 円	170,000 円	1,090,000 円

※1 令和7年度から税額が変更となります。

- ※2 ① 特定世帯・・・後期高齢者医療制度への移行により国民健康保険の加入者が2人から1人となる世帯で、5年間平等割額が1/2(介護分除く)となります。なお、法定軽減が適用となる世帯の場合は、それぞれ減額された平等割額の1/2となります。
- ② 特定継続世帯・・・特定世帯となって6年目から8年目までの間にある世帯で、3年間平等割額が3/4(介護分除く)となります。なお、法定軽減が適用となる世帯の場合は、それぞれ減額された平等割額の3/4となります。
- ※3 令和4年度より、未就学児(6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者)の均等割額が減額されます。

●所得が少ない世帯に対して「法定軽減」が適用されます。

世帯の合計所得が次の表の対象基準額以下の世帯の場合、均等割額と平等割額の軽減があります。

軽減の区分 (均等割額と平等割額の軽減)	対象基準額 (世帯の合計所得)
7割軽減	430,000 円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10 万円
5割軽減	430,000 円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10 万円に被保険者および特定同一世帯所属者一人につき、305,000 円を加算した金額以下
2割軽減	430,000 円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10 万円に被保険者および特定同一世帯所属者一人につき、560,000 円を加算した金額以下

- ※1 給与所得者等とは、一定の給与所得者(給与収入が55万円を超える方)と公的年金所得者(公的年金等の収入が60万円を超える65歳未満の方、または公的年金等の収入が125万円を超える65歳以上の方)をいいます。
- ※2 特定同一世帯所属者とは国保から後期へ移行された方のうち、継続して同一の世帯に属する方をいいます。

●令和7年度中に75歳になられる加入者の保険税について

国民健康保険の加入者で令和7年度中(令和7年4月1日～令和8年3月31日)に75歳を迎えられる場合は、年度途中で後期高齢者医療保険に資格が切り替わるため、あらかじめ誕生日月までの加入月数で計算をして納付書を送付しております。75歳の誕生日を迎えられた翌月に後期高齢者医療保険料の納付書が送付されますので当該納付書を使用し、納付をお願いします。

●旧被扶養者に係る保険税の減免

職場の健康保険の加入者が、後期高齢者医療制度に移行したため、その扶養されていた方が新たに国民健康保険の加入者となった場合、保険税を新たに負担することになることから、職場の健康保険の被扶養者(65歳以上)の方については、申請により保険税が一部減免される場合があります。詳しくはお問い合わせください。

●その他の減免

被保険者が出産したときや、災害などで重大な損害を受けたときや、その他の特別な事情で、生活が著しく困窮し、保険税を納めることが困難な方については、申請することで保険税が減免となる場合があります。また、倒産・解雇などによる離職や雇い止めなどによる離職をされた方の保険税が、申請により軽減される場合があります。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ先 厚岸町役場 ☎(0153)52-3131